

〔入園選考基準指数表〕

区分	保育を必要とする事由	保護者の状況	指数
1 ・ 7	就労 ・ 就学・職業訓練	月140時間以上就労・就学を常勤としているもの	10
		月120時間以上140時間未満就労・就学を常勤としているもの	9
		月100時間以上120時間未満就労・就学を常勤としているもの	8
		月80時間以上100時間未満就労・就学を常勤としているもの	7
		月48時間以上80時間未満就労・就学を常勤としているもの	6
		就労先確定（内定）	5
2	妊娠・出産	出産予定日の前後2ヶ月間	7
3	疾病・障害	療育手帳A・B、身体障害者手帳1・2級、 介護保険被保険者証の認定要介護1～5、 精神障害者保健福祉手帳1・2級	10
		身体障害者手帳3～6級、 介護保険被保険者証の認定要支援1・2、 精神障害者保健福祉手帳3級	7
		通院（入院）証明書の意見書 1. 保育困難	10
		通院（入院）証明書の意見書 2. 保育が一部困難	7
		通院（入院）証明書の意見書 3. 日常生活に特に支障なく、保育可能	5
4	介護・看護	同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む）を常時介護 又は看護している場合	区分1を準用
5	災害復旧等	風水害、火災、地震等の被災等	20
6	求職活動	求職活動をしている（就労未定）	1
8	児童虐待、DVの 恐れ	児童虐待又はそのおそれ、DV等により保育が困難であることに 該当する	10
9	育児休業中	年度内に復職予定がある	区分1を準用
		年度内に復職予定がない	1
10	その他	別居の親族（長期間入院をしている親族を含む）を常時介護又は 看護している場合で、区分4と同等であると認められる場合	区分1を準用
		不存在（死亡・離婚・行方不明・拘禁等） ※この項目は、「保育の必要性」の事由ではありません。	10
		上記の保護者の状況に類するものとして、村長が認める場合	区分1から9 を準用

備考 保護者それぞれの該当する区分の指数を合算し算出します。複数の区分または状況に該当する場合は、高いほうの指数で算出します。

【優先利用調整指数表】

区分	分類	保護者もしくは子ども又は世帯の状況	指数
A	ひとり親家庭	子どもが母又は父のみに養育されている場合	5
B1	社会的養護	児童虐待又はそのおそれ、DV等により家庭での保育が困難である場合	15
B2	社会的養護	里親	15
C1	育児休業開け	育児休業を取得しており、復帰する場合	3
C2	(新たに園の利用を希望する子ども)	育児休業を取得しており、延長が許容できる	-10
D	兄弟姉妹同一施設利用	兄弟姉妹について同一の保育園等の利用を希望する場合	3
E	継続利用子ども	現に保育園(地域型保育事業を含む)等を利用しており、継続して保育を必要とし、施設の利用を希望する場合	5
F1	保育士等	保護者が保育士・幼稚園教諭・保育教諭の資格を有し、新庄村内の教育・保育施設等に勤務する場合	7
F2	保育士等	保護者が保育士・幼稚園教諭・保育教諭の資格を有し、新庄村内の教育・保育施設等に週20時間未満勤務する場合	5
F3	保育士等	保護者が保育士・幼稚園教諭・保育教諭の資格を有し、新庄村外の教育・保育施設等に勤務する場合	3
G	保育料滞納世帯	3か月以上の滞納がある場合、もしくは3か月以上にわたり納付約束を履行しない場合	-10
H	市外在住者	村外に在住している場合(区分F1・F2に該当する者を除く)	-5

備考 複数の区分または状況に該当する場合は、該当するものの全ての指数を合算して算出します。

【同点者選考優先順位】

優先順位	項目
1	村内在住者
2	基準指数の高い世帯
3	継続
4	同一園に入所申込児が2人以上いる
5	養育している小学生以下の子どもが多い世帯
6	緊急性が高く、家庭状況を総合的に考慮した結果、より保育を必要と認められる世帯

備考 選考指数が同点の場合は上記の優先順位により選考します。

【選考方法】

保育の必要性の程度及び家族等の状況を[入園選考基準指数表]と[優先利用調整指数表]により点数化し、合算した指数の高い子どもが優先的に利用できるよう利用調整をし、入所を決定します。

選考指数が同点の場合は[同点者選考優先順位]により選考します。